

第8次奈良県保健医療計画(案)に 対するご意見について(概要)

奈良県保健医療計画に対するご意見と対応(概要) ～パブリックコメント～

パブリックコメント(募集概要)

- 令和5年12月14日～令和6年1月12日(30日間)
- 報道発表及び県ホームページへの掲載を行うとともに、関係団体等へ周知し、広く意見を募集 ⇒ **合計39件(18名)のご意見**

類型	意見の内容	県の対応(案)
1. 精神疾患	多職種によるアウトリーチ(訪問支援)の実施が必要	関係機関等の連携によるアウトリーチ支援が行えるよう、体制整備を推進する旨記載済
	保健・医療・福祉関係による協議の場に、家族会・当事者も含めるべき	今後の取組の参考とする
2. 災害医療	災害時の歯科医療提供体制等について記載すべき	有事の際に機能するための準備をする旨を追加記載
	災害薬事コーディネーターの設置について、早期に取り組むべき	「検討」ではなく、「設置・確保・充実」するよう記載を修正
3. へき地医療	巡回歯科診療の拡充に関して、具体的な内容を記載すべき	へき地医療拠点病院を中心とした取組を追加記載
	歯科医師の確保・適正配置についても記載すべき	
	オンライン診療の活用を進めてほしい	へき地診療所への導入補助を検討中。さらに、ご意見を今後の取組の参考とする
4. 感染症	感染管理認定看護師増加に向けた具体的な取組が必要	感染症に対応する医療体制確保に向けて、ご意見を参考にし取組を検討していく
5. 医療従事者等の確保	「医師確保」「看護職員確保」の節と同様に、歯科医師確保に向けても具体的な方策等を記載すべき	医師・看護職員の確保は国から示されたガイドライン・偏在指標等に基づき記載するものであり、記載内容を合わせることは困難
	薬剤師確保に向けた、具体的な方策等を記載すべき	県内の団体と連携して、薬学部生の実務実習の充実や病院・薬局の採用活動支援等を行うことを追加記載
	歯科衛生士確保の取組に関しても記載すべき	ご意見を参考に、今後の歯科口腔保健施策の中で取組を進める
	訪問看護利用者から看護師へのハラスメントを防止する具体策を記載すべき	マニュアル作成など、具体的対策を検討することを追加記載

奈良県保健医療計画に対するご意見と対応(概要) ～意見の聴取～

意見の聴取(医療法第三十条の四第十七項)

都道府県は、医療計画を定め、又は第三十条の六の規定により医療計画を変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県医療審議会、^①市町村(救急業務を処理する地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百八十四条第一項の一部事務組合及び広域連合を含む。)^②及び高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第一百五十七条の二第一項の保健者協議会^③の意見を聴かなければならない。

類型	意見聴取期間	意見の概要	県の対応(案)
① 市町村 (うち、6市町村より意見)	令和5年12月14日～ 令和6年1月12日 (30日間)	医師の働き方により、休日・夜間応急診療所の運営が困難となってくるため、市町村に対する県からの支援が必要	今後の取組の参考とする
		へき地への専門医の派遣が必要	領域別専門医の派遣等を行うへき地医療拠点病院を支援の上、領域別専門医の派遣を推進していく
② 奈良県広域消防組合 奈良県国民健康保険団体連合会 南和広域医療企業団		なし	—
③ 奈良県保険者協議会	奈良県保険者協議会会長 あて文書発出 (令和5年11月15日付)	(令和5年12月11日付回答文書) 2026年以降の新たな地域医療構想の検討にあたっては、医療費適正化の推進について十分に配慮いただきたい。	今後の取組の参考とする
		(令和5年12月11日付回答文書) 今後高齢化が急速に進むことによる医療費の著しい増加が懸念されるため、生活習慣に関わる疾病については発症予防及び重症化予防を重視いただきたい。	今後の取組の参考とする